

学校いじめ防止基本方針

春日井市立西部中学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

本校の校訓にある「公徳」は、自分だけでなく周りの人の幸せも考えることができる人であれという願いである。いじめはその対極にあり、本校はその防止に全力をあげる。

以下、本校のいじめ防止の基本方針を示す。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、生徒支援担当、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールセーフティーサポーター等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。特に言葉の大切さを分からせる指導に重点を置く。
- イ 日頃の授業でどれだけ生徒が大切にされているかが問題であるとの認識に立ち、分かる授業、興味を引く授業、参加度の高い授業を通して、自己肯定感を育む。

- ウ 体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
 - エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
 - オ いじめの温床となりつつある携帯電話やスマートフォンの利用に関して、家庭と積極的な連携を図り、利用方法などについて指導する。
- (2) **いじめの早期発見の取組**
- ア 日記指導や毎日の会話を通して、生徒の心の有り様を理解するように心がけるとともに、いじめアンケートや教育相談を定期的に実施(年3回)し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
 - イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
 - ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- (3) **いじめに対する措置**
- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
 - イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
 - ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
 - エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールセーフティーサポーター等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
 - オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
 - カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」(P.3 参照)に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

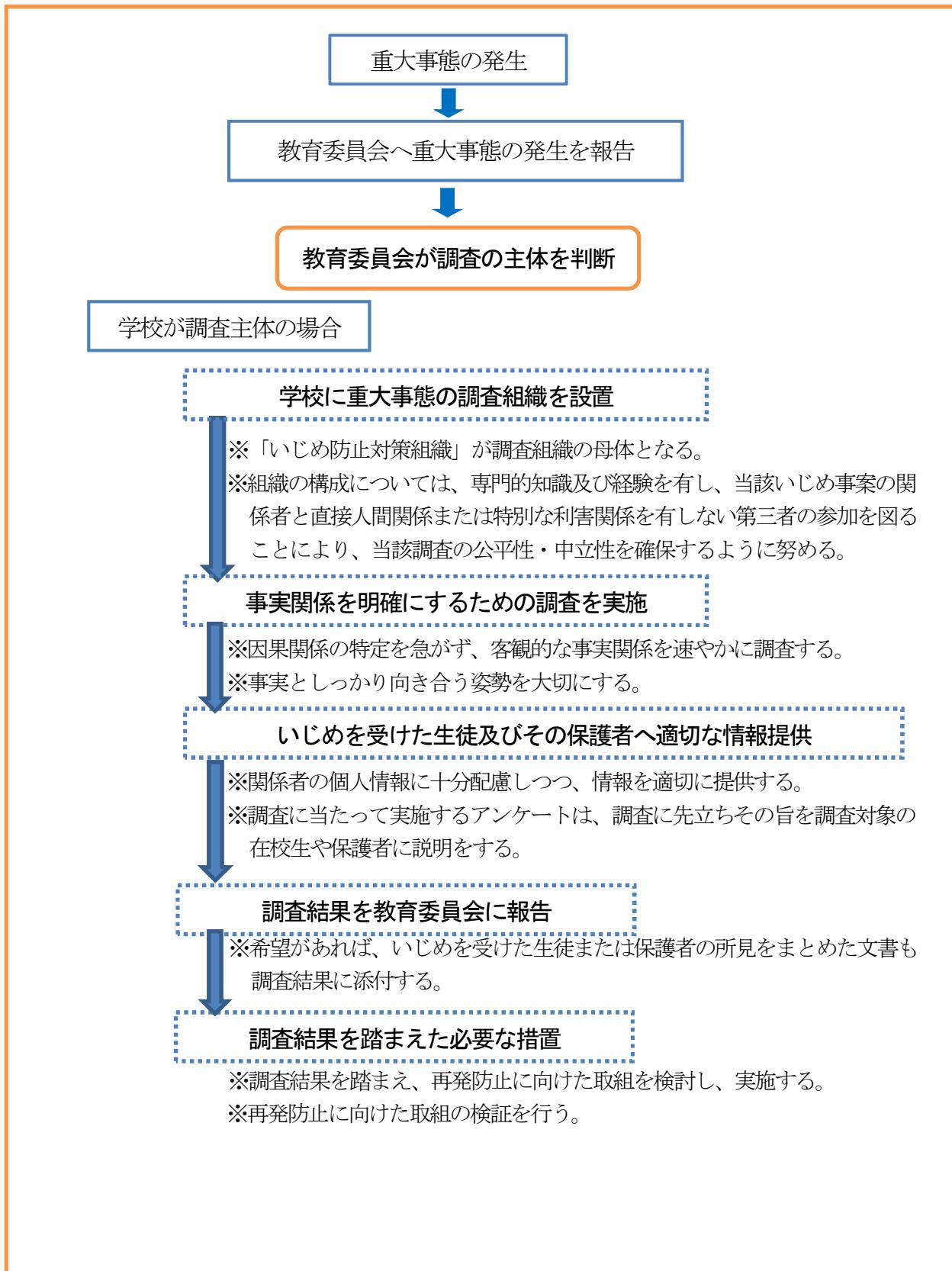
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 学校のいじめ防止基本方針について育友会総会や学年、学級懇談会の話題とし、理解と協力を得る。(HPに掲載)
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<いじめ防止対策の年間計画>

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○入学式 始業式 いじめ撲滅の決意 ○相談室やSCの生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健教育（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定 全学年	○育友会総会、おやじの会、学級懇談会での「学校いじめ基本方針」の説明（HP掲載） ○補導連絡会 ○公開授業
5月	D		○部活動入部 ○修学旅行【3年生】	○教育相談アンケート（含：いじめ）	
6月	C ↓ A	○「特別な支援を要する生徒」についての共通理解		○教育相談週間	○公開授業・公開部活動 ○地健連総会
7月	A ↓ P	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○情報モラル指導 ○いのちの学習【2年生】		○個人懇談会 ○民生児童委員協議会、補導連絡会
8月	P	○中間評価→検証			
9月			○野外学習【2年生】		
10月	D ↓ C		○合唱コンクール ○文化祭 ○体育大会 ○赤い羽根募金活動	○教育相談アンケート（含：いじめ）	○学校評議員への学校行事・授業の公開 ○補導連絡会
11月	C	○ケーススタディによる共通理解		○教育相談週間	○公開授業
12月	A ↓ P	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間（講話、作文） ○職場体験1年生		○個人懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
1月	A		○保健教育（心の健康）	○教育相談アンケート（含：いじめ）	○補導連絡会
2月	A ↓ P	○自己評価	○いのちの学習【1・3年生】 ○保健教育「心の健康について考えよう」	○教育相談週間	
3月	P	○「基本方針」の見直し			○校区小学校との情報交換会
通年	へ	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活ノート	○あいさつ運動 ○学年便り ○学級通信、HP